

教 育 第 9 6 4 号

平成20年 8 月25日

埼玉県警察本部長

運転免許に係る行政処分上申所要日数の基準について（通達）

（概要）

本通達は、運転免許に係る行政処分を迅速適正に行うため、その上申所要日数の基準を定めたものである。